



## 日本原子力学会情報メールサービス運用細則

平成 28 年 4 月 27 日 第 3 回広報情報委員会承認

### (目 的)

第 1 条 本細則は、広報情報委員会規程（0501）第 2 条に基づき、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）情報メールサービスにあらかじめ登録された会員等に対し、電子メールの一斉配信により、情報を迅速に提供することを目的として定める。

### (配信する情報)

第 2 条 配信する情報は、以下とする。

- (1) 本会が主催または共催、協賛する行事に関するもの
- (2) 本会が発行する書籍、雑誌の販売に関するもの
- (3) 会長、理事会、その他各組織（委員会、部会、支部、専門委員会等）からの連絡、公告に関するもの
- (4) 学協会、研究機関、大学等、本会以外の機関が開催する行事のうち、本会の会員に有用と思われるもの
- (5) 公的機関からの人事公募、受賞候補者等の公募に関するもの
- (6) その他、広報情報委員会（以下、「委員会」という）が適当と認めたもの

### (配信する情報の提供者)

第 3 条 配信する情報の提供者となり得るのは、以下とする。

- (1) 会員（個人会員、賛助会員）
- (2) 本会および関係組織（支部、部会、専門委員会、標準委員会等）
- (3) 公的機関（学協会、研究機関、大学等）
- (4) その他、委員会が適当と認めた者

### (配信の可否)

第 4 条 提供された情報の配信可否は、委員会が審議し決定する。ただし、第 2 条、第 3 条にかかる情報のうち、配信について委員会の審議が必要ないものについては、これをすみやかに配信する。

なお、以下に該当する情報は、原則として配信しない。

- (1) 特定の個人・団体（企業）の商業的利益を目的とするもの
- (2) ごく一部の会員にのみ有用で、個人宛のメール送信が適当だと思われるもの
- (3) その他、委員会が適当でないとして認めたもの

### (配信文書の要件)

第5条 配信文書の要件は、以下とする。

- (1) 配信文書は、2,000字以内とする。
- (2) 添付ファイルの配信はできない。配信文書以外のファイルの参照が必要な場合は、情報提供者または本会のホームページに当該ファイルをおき、それを参照するよう配信文書中に記載する。
- (3) 理由なく、同一文書の複数回にわたる配信はできない。
- (4) 配信文書は、そのまま配信可能なように形式を整えてあること。
- (5) 配信される情報に関する責任者または担当者、およびその連絡先が明記されていること。

(配信手続)

第6条 配信を希望する者は、配信文書が第5条の要件を満たしていることを確認した上で、事務局 member@aesj.or.jp までこれを送付する。

(配信業務)

第7条 配信に関する業務は、事務局がこれをおこなう。

(その他)

第8条 配信費用は、当面無料とする。

第9条 本細則に定めるもののほか、情報メールサービスの運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

(改定)

第10条 本細則の改定は、広報情報委員会が決定し、理事会へ報告するものとする。

#### 附則

- 1 平成22年4月21日 第3回広報情報委員会制定（細則を内規へ変更）、同日施行
- 2 改定履歴
  - ① 平成26年5月26日 第2回広報情報委員会承認、平成26年5月28日 第7回理事会報告
  - ② 内規を細則に変更 平成28年4月27日 第3回広報情報委員会承認、平成28年5月24日 第8回理事会報告

#### 附則

- 1 平成26年5月26日改定の内規は、理事会報告の日から施行する。
- 2 平成28年4月27日改定の細則は、広報情報委員会承認の日から施行する。